

## 変わった税金の話

日本の税金には「国税」と「地方税」があり、税金の納め方によって「直接税」と「間接税」の違いがあります。

	直接税		間接税	
	税目数	主な税目	税目数	主な税目
国 税	8	法人税、所得税、相続税	17	消費税、酒税、たばこ税
地方税	17		6	
都道府県	7	事業税、自動車税、固定資産税	4	ゴルフ場利用税、軽油取引税
市 町 村	10	軽自動車税、国民健康保険税	2	市町村たばこ税、入湯税

上記以外に条例により新設できる「法定外地方税」(核燃料税、宿泊税など)があります。

今回は、変わった(懐かしい?)税金をいくつか紹介したいと思います。

### 【物品税】

1940年(昭和15年)に制定され、宝石類、電化製品、ゴルフ用品などの贅沢品に課税されていましたが、消費税導入(1989年(平成元年))に伴い廃止されました。課税の対象となる物品に「物品税証紙」が貼られていました。

### 【トランプ類税】

麻雀牌、トランプ、花札などギャンブル性の高いカードゲーム類に課税されていましたが、消費税導入に伴い廃止されました。課税の対象となるカード類の包装に「トランプ類税証紙」が貼られていました。

### 【清涼飲料税】

1926年(大正15年)に制定され、「炭酸ガスを含んでいる清涼飲料水」(サイダーなど)に課税されていました。天然水でも天然炭酸鉱泉水をビン詰めして販売すると課税対象になっていました。1949年(昭和24年)に物品税へ統合(清涼飲料税は廃止)され、炭酸飲料への課税は減税を繰り返しながらも存続しました。

### 【犬税】

明治時代から府県税として存在しており、昭和50年代まで市町村民税として課税されていました。課税方法も市町村(府県)によって、犬一頭、飼育地域・飼育目的、特定の犬種など違っていました。

この他にも、うさぎ税(明治時代)や菓子税(明治時代)もあったようです。